

浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付規則をここに公布する。

令和3年8月24日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市規則第58号

浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症が急速な感染拡大にある中、発熱、咽頭痛、咳^{せき}その他の風邪の症状を感じた患者（以下「発熱患者等」という。）が診療を受けられる体制を整えた医療機関に対し、発熱患者等診療体制支援臨時補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民が安心して必要な診療を受けられるための体制を支援することで、救急医療体制をはじめとする地域の医療提供体制を維持し、これを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に存する医療機関のうち発熱患者等が診療を受けられる体制を整えたものであって、令和3年10月31日まで、その体制を整えた旨を市のホームページに公表することを、令和3年8月26日までに同意したものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(交付の決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、

補助金の交付を決定したときは、浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条）

区分	補助金の額
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により千葉県知事が認定した医療機関	500,000円
上記以外の医療機関	300,000円

別 記

第 1 号様式（第 5 条）

浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

年度浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金の交付を受けたい
ので、浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付規則第 5 条の規定によ
り、次のとおり申請します。

交付申請額

円

第2号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金の交付について、浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付規則第6条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額 円

第3号様式（第7条）

浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

㊞

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった

年度浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金を、浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付規則第7条の規定により、次のとおり請求します。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付請求額 | 円 |